

## 論文の内容の要旨

論文題目 近代日本における「平等」と政治 ― 税制改正と地域 ―

氏 名 佐藤健太郎

本稿は、正義観念に基礎を持つ「平等」の問題を、近代日本政治史の視角から分析したものである。本稿の課題は、戦前における政党政治の時代を中心に、個人、制度、地域のそれぞれのレベルに現れる「平等」の問題を、その理念と政治過程に着目しながら論じることにある。

第一章「神戸正雄と河上肇―自由と平等、国家と個人の思想空間―」では、明治末から大正中期までを対象とし、のちの税制改正案で大きな役割を果たす神戸[かんべ]正雄の思想形成過程を、河上肇を軸とするほかの思想家と、社会政策、社会主義に着目しながら論じた。

第1節では、神戸正雄を河上肇との対比で捉える視角を示し、租税学者神戸正雄の初期の歩みを素描した。それは、道義性を重視し、社会主義への親和性を持つ、国家を結節点とする折衷（調和）主義の色彩を有するものであった。

第2節では、ベルゲマン、山路愛山、北一輝らと共鳴し、河上肇に集約される各思想を分析しながら、河上の『貧乏物語』を中心に論じた。そこに見られるのは、民衆の「輿論」に支えられる公共的存在としての天皇像であり、自由を尊重し強制を排する河上の姿であり、日本人の高い精神性による「分化的進化」に可能性を見出すメッセージであった。

第3節では、まず社会政策学会における神戸正雄の位置づけを論じた。神戸の社会政策への関わり方も折衷主義的なものであった。本節では次に、小川郷太郎と田中穂積を中心に、社会政策的税制論をめぐる論理の展開を分析した。そして神戸正雄は、租税における社会政策の適用を、副次的目的として認めながらも、給付能力説に基づいた説明を行っていた。これは、社会主義との関係を不問に付すための一つの方策であった。

第4節では、第一次大戦前後の神戸の評論をいくつか取り上げ、その禁欲資本主義的経

済政策論と、平等それ自体の価値に立脚した社会評論の展開を見た。そして神戸が、各種の政治的“場”に参加し、現実の政治過程のなかで活動していく様を描いた。これが神戸に自信を与えるものであったとすれば、萎縮という形で転機を与えたのが森戸事件であった。これらの経過を経て、神戸は臨時財政経済調査会へと参加していくことになる。

第二章「税制改正案をめぐる思想と政策―財産税と地租委譲―」では、大正中期に問題となった、臨時財政経済調査会での税制改正案（財産税と地租委譲）の問題を検討した。

第1節では、財調で税制整理案が審議される以前の政治過程を論じた。とくに高橋是清が、地方の平等な教育費の支出を画一主義として批判し、身の丈にあった教育費の支出を念頭に、委譲論の抱負を持つにいたった経緯を実証した。また、教育費削減の問題が原敬にも認識されており、その対応が図られたこと、その中で税制改正論が主張されていた状況を、国民党の主張に着目しながら描いた。

第2節では、神戸正雄の財産税論主張の経緯と論理を分析した。それは給付能力に基づく、禁欲的資本主義の発想に基づいたものであった。また本節では次に、原内閣における審議の展開を、省レベル、政党レベルに着目しながら論じた。税制整理の方向性は、政府が諮問した際の枠組みによって規定されており、それゆえ大蔵省が財産税の実現を目指しながら、委譲案には消極的であったことを明らかにした。また政党レベルでは、政友会内で議論が分かれていたこと、国民党が徹底的な財産税案の実現を主張していたこと、憲政会浜口雄幸が緩和的な財産税を容認する姿勢を見せていたことを明らかにした。また、小委員会側と浜口の間では妥協の可能性があったが、給付能力に応じた国民の負担を求める神戸の姿勢がそれを阻んでいたこと、そして中産階級の負担を認める神戸の姿勢が、反対派に有力な論拠を与えていたことを明らかにした。

第3節では、高橋内閣において、財調の審議が終息していく様を描いた。本節ではまず、高橋内閣が委譲案に取り組む意思を垣間見せていたことを確認した。次に臨時教育行政調査会において、原首相が進めようとしていた教育費減額路線を引き継いだ高橋が、調査会の審議をうまくリードできず、財調との連携もなされない中で、義務教育費増額路線へと流されていく様を描いた。また、財調の審議の展開を分析し、委譲案と財産税案の優先順位に関して、小委員会側の態度が一致しないなかで、高橋内閣が根本的税制改正論から個別的税制改正へとシフトチェンジしていく過程を明らかにした。加藤友三郎内閣での、財調案の結末は、これらの過程の結果として現れたものであった。

第三章「政党政治と地域の平等―画一性と特殊性―」では、政党政治のなかで展開された、地域の「平等」に関する諸課題を分析した。時期的には、昭和初期の田中内閣をひとつの中心として分析した。この時期において、「画一主義」批判は行政や租税における批判となって現れた。

第1節で取り上げたのは、知事公選問題であった。田中内閣期に焦点が当てられる公選問題であるが、その沿革は大正期からの野党による公選論であり、それは野党の立場から唱えられる性質のものであった。そして公選を実行する際に、既存の府県を超える国政機関が必要になるということも、この時期から認識されていたことであった。

いくつかの例外を除き、公選論は野党のものとしてあった。政友会が知事公選を掲げたのは、野党時代に起きた長野事件の「時勢」を捉えてのものであった。しかし野党政友会の主張は、そのすぐ後に成立した田中内閣の下で、与党の公選論としての意味を持つようになる。政友会政権は公選論に消極的な姿勢をとるし、政友会内で公選論を唱えた者たちも、公選論の理念に基づいた有効な対応策を打ち出せなかった。

第2節では、地租委譲論の展開を分析した。まず、46議会における政友会の地租委譲案採用の経緯を、第二章での知見と合わせて分析し、農村救済の財源付与として期待されるようになった委譲案が、府県「内」の公平に加えて、府県「間」の公平をも担保するものとして現れたことを論じた。

次に、この地租委譲案が、新聞論調や政界で一定の期待を持って受けとめられていたこと、そして菅原通敬の反対論が、「国体」論的委譲反対論の形を取りながらも、その視点が、財源という手段の問題ではなく、制度それ自体の「正しさ」を問うものであったことを述べた。

そして、田中内閣における委譲論の展開を簡潔に分析し、それが選挙において有効な政策とはなっていなかったことを明らかにした。

最後に分析したのは、56議会における委譲論の結末であった。床次竹二郎との提携を目指す中で、田中内閣は、委譲案の「好意的審議未了」を目指す。田中内閣は、委譲案で貴族院と全面对決し、敗北に終わったのではない。それは、床次との提携を契機に、貴族院との関係強化を目指すものだったからである。そして政友会が委譲論を事実上放棄したのは、政府が金解禁を決断したからではなく、政友会と床次の間に、暗黙の政策協定が結ばれたからであった。

第3節は、政党政治のなかで実現が図られた地域の問題を、本稿全体の関心である租税の「平等」に留意しながら、「画一」と「特殊」の視角から論じた。まず、雪害運動を展開する松岡俊三の政治的経歴を、それが後に重要な政治的資源となることに触れながら論じた。次に、雪害運動の特徴と性格を分析し、租税の「平等」を援用した画一主義打破としての地域平等論であること、運動には、超党派の志向と、党派性の両面が見られること、そして地域性の観点では、日本海側の東北振興論であること、北陸では超党派的な雪害の認識があり、松岡がそれに方向性を与えたことを論じた。また、松岡が地元有力者の支持を集め、雪害運動を天皇の意向と位置づけ、宮中や貴族院議員に働きかけていた姿を描いた。

そして分析の対象は沖縄へと移った。これは、沖縄における行財政制度の展開を、二つ

の「画一」主義から論じるものであった。沖縄はその特殊性を理由に、行政面では特別制度が敷かれており、沖縄側はその撤廃による「画一制」の実現を目指していた。それは政友会の党勢拡張策と結びつき、実現するに至る。しかし「ソテツ地獄」下の沖縄救済論では、税財政における「画一」主義が批判され、その特殊性に応じた対策が主張されるようになる。この二つの「画一」は沖縄の「ジレンマ」であり、それゆえ沖縄側は、内地と同等の行政制度の下で、植民地を参考にした特殊な税財政制度を主張することになる。

本節は最後に、地租法改正法案の展開を論述した。これは、全国一律の税率で地租を徴収することへの批判、すなわち画一的税制の問題であった。同案は、やがて東北、沖縄、北陸が共同して主張するものになる。そして中間内閣斎藤實内閣の性格上、それは衆議院を通過し、貴族院で審議未了となるのが常態となっていく。同案は、貴族院ではもっぱら東北の問題として扱われ、沖縄と北陸は、その後同案の主張から離脱することになる。また、沖縄の「特殊」性の主張や、松岡による画一主義批判は、地方の特殊事情を理由に、特殊な対応を求める論理として広がり、地方財政調整制度に接近していったことを指摘した。

そして今後の課題を示した上で論をしめくくった。

